

(3) 国の想定スケジュール

令和5年度	・検討会の最終とりまとめ（令和6年3月下旬） ⇒以降、自治体において試行的事業を随時開始 ・子ども・子育て支援法等の一部改正（※）
令和6年度	・試行的事業の実施（～令和7年3月） ⇒自治体は試行的事業を9か月以上実施し、令和7年4月10日までに国へ実績報告書を提出
令和7年度	・子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる「13事業」）の1つと位置付けて事業を実施 ・予約管理、利用者情報管理、請求書発行などの機能を有する国の「総合支援システム（仮）」が稼働開始
令和8年度	・法律に定める新たな給付制度として、全自治体で事業を実施

※ 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の充実を図るため、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（乳児等のための支援給付〔こども誰でも通園制度〕）を創設（令和8年4月1日施行）

2. 本市の対応

- 試行的事業を実施することで、令和7～8年度の本格実施に向け、事業ニーズや適正な事務のあり方等に関する分析や検証が可能となることから、令和5年度補正予算を組むことにより当該事業を実施（スケジュールについては3を参照）
- 国の要綱等に基づき事業を実施し、国から示された補助額等の条件の中で、適切に実施できる事業者を選定
⇒公立・民間合わせて各区3施設（全市で21施設）程度で事業実施することを想定しており、民間施設については公募により選定
- 試行的事業の実施を通じて保育現場のニーズや課題等を整理・検討し、必要な事項について制度設計に反映させるよう、国への働きかけ等を行う。

3. 本市のスケジュール

～令和6年3月	事業実施要綱の作成、庁内の事務フロー等の検討 市内事業者への公募を開始
令和6年4～5月	事業者の選定、HP等による保護者への周知
令和6年5～6月	事業者との最終調整等
令和6年6月中	試行的事業を開始（～令和7年3月）